

日本放送協会 理事会議事録

(平成31年 1月 8日開催分)

平成31年 1月25日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

平成31年 1月 8日(火) 午前9時00分～9時25分

<出席者>

上田会長、木田専務理事、坂本専務理事、児野専務理事・技師長、
松原理事、荒木理事、黄木理事、菅理事、中田理事、鈴木理事、
松坂理事、今井特別主幹
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 第1321回経営委員会付議事項について
- (2) 日本放送協会放送受信規約の一部変更について
- (3) 平成31年度収支予算、事業計画及び資金計画

2 報告事項

- (1) 放送番組審議会議事録(資料)

議事経過

(会 長)

平成31年、最初の理事会にあたり、私から一言、話をさせていただきます。

今年はまさに、「公共放送」から「公共メディア」への進化を図るうえで大きな転換点となる年です。

大きな転換を図るうえで、一つ目に、他事業者との連携・協力、すなわち民放との二元体制の維持、二つ目に、インターネット活用業務にかかる費用の適正性・透明性の確保、それから三つ目に、4K・8K本放送開始をふまえた衛星放送の将来像の検討、こうした課題にしっかりと取り組む必要があります。

加えて、昨年、受信料の値下げを盛り込んだNHK経営計画（2018－2020年度）の修正案が議決されましたが、この実現のためには、NHKグループが一体となって不断の改革に取り組み、事業規模・事業支出を適正な水準に収めるよう努力していかなくてはなりません。

そのためには、いま取り組んでいる「働き方改革」、「地域改革」、「グループ経営改革」の3つの改革を通じて、業務改革を推進していくことが必要となります。

こうした業務改革には、NHKグループ一体として取り組んでいく必要がありますが、それはまさにNHKがグループとして連結経営を推進していくことが必要だということです。連結経営の前提として、組織のタテとヨコのコミュニケーションが欠かせないということをし、しっかりと役員間で共有したいと思います。

一方で、こうした取り組みへの大前提として、視聴者の信頼を得ることがあります。コンプライアンスの徹底については、すべてに優先して取り組む必要があります。

皆で心をつなげて、役員が取り組むべき課題を共有し、そのうえで、グループ一丸となって課題に取り組み、しっかりと「公共メディア」への転換を図っていきたいと思います。

年頭にあたり、改めて皆さんにお願いしたいと思ひます。

1 審議事項

(1) 第1321回経営委員会付議事項について

(経営企画局)

1月15日に開催される第1321回経営委員会に付議する事項について、審議をお願いします。

付議事項は、議決事項として、「日本放送協会放送受信規約の一部変更について」、「平成31年度収支予算、事業計画及び資金計画」、「2019年度（平成31年度）国内放送番組編集の基本計画について」、および「2019年度（平成31年度）国際放送番組編集の基本計画について」です。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(2) 日本放送協会放送受信規約の一部変更について

(営業局)

日本放送協会放送受信規約（以下、「受信規約」）の一部変更について、審議をお願いします。

今回の受信規約の変更は、受信料の負担軽減策である「多数支払いにおける割引」に伴うもので、施行日は2019年4月1日としています。受信料制度等検討委員会への諮問・答申の内容および視聴者・国民からの意見募集の結果をふまえたもので、同一支払者における負担軽減等を目的として、「多数一括割引」と「事業所割引」または「家族割引」の併用を可能とするものです。あわせて、視聴者にとって分かりやすい簡素な受信料体系とすること等を目的として、「多数一括割引」における割引額について、件数に応じたランクを廃止し300円とします。

2018年10月23日、11月27日の理事会において、「多数支払いにおける割引」の考え方への意見募集についての実施および結果として説明し、了承された内容を受信規約に反映したものになります。

本件が了承されれば、1月15日開催の第1321回経営委員会に議決事項として提出します。経営委員会の議決が得られれば、総務大臣に認可を申請します。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、次回の経営委員会に諮ります。

(3) 平成31年度収支予算、事業計画及び資金計画
(経理局)

NHKは、放送法第70条第1項の規定により、年度ごとに「収支予算、事業計画及び資金計画」を作成し、総務大臣に提出することになっています。この「収支予算、事業計画及び資金計画」は、放送法施行規則に定められた記載事項に従って作成しています。

これまでの理事会・経営委員会での31年度予算・事業計画についての議論を踏まえ、最終的な内容を取りまとめましたので、審議をお願いします。本日の資料は「平成31年度収支予算、事業計画及び資金計画」(以下、「予算書」と、参考資料として、資料-1「平成31年度収支予算と事業計画の説明資料」、資料-2「平成31年度収支予算と事業計画〔要約〕」、および資料-3「平成31年度収支予算、事業計画及び資金計画に関する資料」の計4点です。

「予算書」について説明します。予算書は、「収支予算」、「事業計画」、「資金計画」について記載しています。

まず、収支予算についてです。受信料額や予算の使用方法に関する事項を規定した予算総則は、第1条で31年度の収入及び支出を、別表第1のとおり定め、第2条で契約種別ごとの受信料額及び割引額等について別表2から7に基づき定めています。第3条では予算の目的外使用の禁止について、第4条から第12条までは予算の流用や予備費の使用などについて定めています。前年度からの変更が1点あります。負担軽減策として、受信料の多数契約一括支払いにおける割引について、「事業所割引」や「家族割引」との併用が可能となるよう条文を見直しました。具体的には、第2条第2項のただし書きを修正し、「また、第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が支払う場合は、別表第4に掲げる継続振込等の額からその半額を減じ、さらに別表

第6に掲げる額を減ずることとする。」という文言を追加しました。

次に、事業計画についてです。放送法施行規則に従い、「1. 計画概説」、「2. 建設計画」、「3. 事業運営計画」、「4. 受信契約件数」、「5. 要員計画」の5項目を記載しています。

「1. 計画概説」では、平成31年度の実業計画の基本的な考え方を記載しています。2019年10月からの消費税率引き上げに際して、受信料額の改定を行わないことや2019年4月から多数支払いにおける割引及び2019年10月から設置月の無料化を実施すること、放送番組等を電気通信回線を通じて配信する業務に必要な設備を運営する会社に対して出資を行うこと、インターネット活用業務等について記載しています。

「2. 建設計画」では、新放送・衛星放送施設、テレビジョン放送網、ラジオ放送網、放送会館、放送番組設備、研究施設・一般施設の整備等に要する予算額を記載しています。

「3. 事業運営計画」では、国内放送、国際放送、契約収納、受信対策、広報、調査研究等の項目ごとに記載しています。

「4. 受信契約件数」では、契約種別ごとの有料契約見込件数と受信料免除見込件数を記載しています。

「5. 要員計画」では、事業運営および建設関係の要員数を記載しています。

最後に、資金計画についてです。受信料等による入金総額、および事業経費、建設経費等による出金総額を四半期ごとに記載しています。全体として資金が不足することなく、事業運営を行う計画となっています。

続いて、資料の説明をします。

資料－1「平成31年度収支予算と事業計画の説明資料」は、「平成31年度収支予算編成要綱」をベースに作成したものです。「平成31年度収支予算編成要綱」から、「出資について」、「ジャンル別の番組制作費」、および「平成31年度末予定貸借対照表」について追記しました。また、資料編に「平成29年度貸借対照表・損益計算書（協会全体）」、「平成29年度連結貸借対照表・連結損益計算書」、および「NHK経営計画 2018-2020年度〔要約版〕2018年11月修正」を載せています。

資料－2「平成31年度収支予算と事業計画〔要約〕」は31年度の収支予算と事業計画のポイントをA3版1枚にまとめたものです。

資料－３の「平成３１年度収支予算、事業計画及び資金計画に関する資料」は、予算書の参考資料として、収支予算の科目別内訳を詳細に記載しています。

３１年度の事業収入は、受信料の増収等で前年度に対して７９億円増の７，２４７億円、事業支出は、前年度に対して１４９億円増の７，２７７億円となり、４Ｋ・８Ｋスーパーハイビジョンや報道の強化等に取り組む一方で、業務全般にわたる経費の削減を実施します。事業収支差金の不足３０億円の補てんについては、財政安定のための繰越金を使用します。３１年度末の建設積立資産は１，６９３億円、財政安定のための繰越金は８７８億円の見込みです。

本件が了承されれば、１月１５日開催の第１３２１回経営委員会に議決事項として、提出します。

(松原理事) 予算書の事業計画「１．計画概説」に、「受信料の負担軽減策として、２０１９年４月から多数支払いにおける割引及び２０１９年１０月からの設置月無料化を実施する。」と記載されていますが、多数支払いにおける割引は現在でも規定があります。この表現だと、４月から新たに始まる印象を受けるので、もう少し詳しく書いた方がよいのではないかと思います。

(経理局) 表現については、それぞれの関係部署に確認しながら進めてきましたが、ご指摘のような懸念もありますので、表現を検討したいと思います。

(会 長) 他にご意見等がありませんので、指摘があった字句修正を行うことで、この案を了承し、次回の経営委員会に諮ります。

注：「平成３１年度収支予算、事業計画及び資金計画」は、NHKのホームページ「NHKオンライン」の「経営情報」に掲載しています。

２ 報告事項

(１) 放送番組審議会議事録 (資料)

編成局と国際放送局から、中央放送番組審議会、国際放送番組審議会、全国の地方放送番組審議会（関東甲信越、近畿、中部、中国、九州沖縄、東北、北海道、四国）の平成30年11月開催分の議事録についての報告。

注：放送番組審議会の内容は、NHKのホームページ「NHKオンライン」の「経営情報」のなかに掲載しています。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成31年 1月22日

会 長 上 田 良 一